

中野区教育委員会会議録

令和2年第1回臨時会

令和2年3月3日

中野区教育委員会

令和2年第1回中野区教育委員会臨時会

○日時

令和2年3月3日(火曜日)

開会 午後6時30分

閉会 午後7時29分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

子ども・教育政策課長 永田 純一

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 石崎 公一

○書記

教育委員会係長 落合 麻理子

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第14号議案 中野区立幼稚園園長の人事について

(2) 第15号議案 中野区教育委員会事務局幹部職員の人事について

2 協議事項

(1) 教育長の臨時代理による事務処理の承認について（学校教育課）

(2) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（学校教育課）

3 報告事項

(1) 事務局報告

①新型コロナウイルスに関する卒業式(修了式)及び閉校式の見直しについて(学校教育課)

○議事経過

午後 6 時 30 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第 1 回臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

ここでお諮りをいたします。

本日の議決事件の 1 番目、第 14 号議案「中野区立幼稚園園長の人事について」及び 2 番目、第 15 号議案「中野区教育委員会事務局幹部職員の人事について」は非公開での審議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、議決事件第 14 号議案及び第 15 号議案の審議につきましては、協議事項、報告事項の後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決事件の審議を、協議事項、報告事項の後に行うことに決定いたしました。

それでは日程に入ります。

<協議事項>

入野教育長

初めに協議事項です。

協議事項の 1 番目「教育長の臨時代理による事務処理の承認について」を協議いたします。

初めに事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは私から、教育長の臨時代理による事務処理の承認について、ご説明をさせていただきます。

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を行いましたので、同規則第 3 条第 1 項の規定により報告いたします。

まず、教育長の臨時代理による事務処理の内容でございます。これにつきましては、学

校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業でございます。

次に教育長の臨時代理による事務処理の理由でございます。令和 2 年 2 月 28 日付元文科初第 1585 号文部科学事務次官通知を受け、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について、本年 3 月 2 日から臨時休業の決定が必要となるが、同日までに教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないためでございます。

臨時休業の期間でございます。令和 2 年 3 月 2 日月曜日の午後から、令和 2 年 3 月 13 日金曜日まででございます。

次に、期間の延長でございます。臨時休業期間を延長する場合には、3 月 11 日水曜日までに判断することといたします。

臨時休業の理由でございます。新型コロナウイルス感染症に対し、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備えるためでございます。

その他といたしまして、このことについては、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 28 日付 31 中教学第 1928 号により、教育委員会の委員宛てに通知しているところでございます。

承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

入野教育長

引き続き、学校・幼稚園の臨時休業に伴う周知及び児童・生徒等への配慮について、報告をお願いいたします。

指導室長

資料をご覧ください。

1 枚目が幼稚園長、小・中学校長に出した通知でございます。2 枚目はそれぞれの保護者宛てに出した通知でございます。3 枚目は教育長から「児童・生徒のみなさんへ」というメッセージを出させていただいたものでございます。

最初のところに戻らせていただきまして、今、学校教育課長のほうからお話がありましたとおりに、保護者通知の大きな 2 番目でございますが、期間が 3 月 2 日月曜日の午後から 3 月 13 日金曜日までと、当面させていただいております。

そして、その決定は先ほどもお話がありましたとおりに、3 月 11 日水曜日午後の時点の様子を見て、その後延長するかどうかを決定する。ということになりますと、当然この後に学校を通じて、家庭への連絡ということになります。

給食につきましても、その段階での様子を見て、実施するかどうかということ、もし再開するにしても、決定することになりますし、今、申しあげましたとおり、この時点で許さないような状況がありましたら、そのまま延長ということもございますので、そこのところはご案内いただければと思います。

通知には、周知の方法や、裏面にかけて子どもに対して、そして教職員に対しての措置、そして5番目としまして、授業を再開するときの配慮等を入れさせていただいております。

実は3月2日の段階、子どもが最後に来る日なのですけれども、この日に間に合うようにこの通知を用意したのですが、これに先立つ2月28日金曜日に、本区におきましてはその時点で、3月2日午前中だけは授業をやって、給食を食べさせて帰すということを決めておりましたので、詳しいことはこうした通知や、子どもが来たときに話すということですが、これに先立つ通知も2月28日には出してありますので、詳しいことはまた3月2日にお知らせするという通知でございますけれども、そのような通知も出しているところでございます。

教員からは準備ができる時間があって非常によいというお話もいただきまして、教員は、ほとんどの学校は土日出勤して、この対応をしていただいたところでございます。

それから最後のところ、教育長からのメッセージでございますが、とにかく皆さんの安全を第一に考えているということ。皆さんのお気持ちは非常によくわかるけれども、そういうことを理解して、こういうことがあっても前向きに過ごしてほしいという願いをここに込めさせていただいたものも、これも3月2日のときに、配っていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

入野教育長

あわせて2月27日の夕刻には、校園長会を開いてお話をしておりますので、つけ加えさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

迅速な対応、いろいろありがとうございました。

保護者の方の話を自分のところで聞いていると、本当に月曜日があるということで、すごく皆さん安心したというか、状況を理解できたということで、とても喜んでいるのと、

それから期限が13日までということも、そのまま春休みに突入しないということで、大変保護者の方は、安心したというか、先が見えたような反応をされた方が多かったので、とてもいい対応だったのではないかなと思います。ありがとうございます。

渡邊委員

13日までの休校に関しての対応は、迅速な対応でよろしかったと思うのですが、学校がなくなったことに、いろいろと言われている学童クラブだとか、キッズ・プラザの話について、どのように説明したのか。

遅れながら、学童クラブのほうで、児童館が使えないがゆえに、入り切れないというような、運用についての混乱が少しあるようなのですが、そういったものに対する回答とか、学校の校庭の利用とか、そして、ほかに何らかの行き場のない子どもたちの対応というのを、どういう形でインフォメーションを流していくのか。そういったことも順次検討していかなければいけないと思うのですね。いきなり休みにしたのだけれども、困ってしまっていて、問い合わせ等、どういう形ですのかとか、そういった。

前のときも言ったのですが、緊急のときの教育委員会の連絡網と言っている以上に、今度、対象が生徒となると、学校に来て、学校がその判断を校長だけに全部委ねるといふのであれば委ねるでもいいと思いますし、その権限は。ただ、校長がそれを、全校長が受けられないとなれば、教育委員会の決まった形でものを言わないといけないのかなと思うのですが、そのあたりの話し合いとか、そのあたりはどこまで進んでいるのか、今後どうするのかと。今、この場で言っているのかどうかわからなかったのですが、そのあたりも、わかる範囲とか、決まっている範囲で教えていただきたいのです。

教育委員会事務局次長

私から決まっているところについてご説明しますと、学童クラブについては国等の通知に基づき、経常的に従来どおり開室してございます。保育園についても同様でございます。

それから幼稚園につきましては、通常の幼稚園部分については、臨時休業でございますが、今年度から一時預かり事業というのをやっております、午後の時間帯、それから長期休業中については9時から5時までお預かりするという事業をやってございます。そちらの部分については、保育園同様、継続してお預かりするという対応をとってございます。

それからキッズ・プラザ、児童館につきましては、一応休園ということで対応を図ったところでございます。

なお、校庭の遊び場開放につきましては、長期休業中と同じように開放してございます。

公園については、学校の生徒さんが大勢で遊びに来ているので、保育園の園児たちが遊べなくなってしまったとか、そういう苦情が寄せられているということでございますので、指導室から各学校長に対して、遊び場開放をやっているという旨の連絡と、それから児童・生徒について、何か心配事がある、家庭にずっといられないというような状況があれば、遠慮なく学校長と相談し、一時的に預かるということも積極的に対応してほしいという話は、先日の臨時校長会でも、教育長のほうから各学校に対してお願いしているところでございます。

指導室長

今、お話があったとおりで、教育長が校長会で強く、そちらのほうを学校に求めていただきまして、学校のほうも、学校のよっては早速迅速に対応していただいているところでございます。

指導主事が何校か回ったところ、例えばこの近くの小学校では、午後から校庭開放をやるからといって、50人ぐらいの子どもが集まって遊んでいたとか、それ以外にも教育長のほうから、もちろん学童だけではないので、あと特別支援のことも非常にいろいろな問い合わせがあったところがございますから、学校のほうには、場合によっては個別に電話をして、積極的に学校から働きかけて、学校のほうで、特にご家庭が困っているような状況があったら預かっていただきたいということをお願いして、学校もそれは了解していただいているところでございます。

今日は数校しか見られなかったのですけれども、これで落ちついてきましたら全校的どのぐらいの子どもが来ているのかということ、学校に調査をするとともに、それから、今、次長のほうからもそういうお話が入ってまいりましたので、学校のほうには改めてご協力を求めるように、ご連絡はしたいと思っております。

以上です。

教育委員会事務局次長

先ほどの状況について、追加でご報告すると、今、対応が遅れていますのが、放課後デイサービスです。基本的には放課後、障害をお持ちのお子さんが通う施設でございますが、一定のケアをするということが業務の内容でございますので、臨時職員等で代替することができないという事情もあり、シフトがもう午後の時間帯で組まれているので、急遽午前中も対応してほしいと言われても、急には無理ということで、特別支援担当のほうで鋭意事業者のほうと調整してございますが、そちらについてもお預かりの時間を拡大するよう

な形で何とかできないか、今、調整を進めているところでございます。

入野教育長

私のほうから。先ほどお話がありました、キッズ・プラザとか学童クラブの件でございますけれども、学校の中にある学童クラブに関しましては、キッズ・プラザがお休みの分、多少いつもより余裕ができていますとございますし、必要があれば学校のあいているところを使うということで、話をしております。

小田子ども家庭支援担当部長のほうから話を聞いておりましたが、先ほどの児童館の中にある学童はやはり業者がそこから出てはいけないという意識が強かったように聞いていますので、それについては小田子ども家庭支援担当部長のほうからお昼の時点で指示を出したとございますので、児童館内は使えるという形になったかなと思っております。

渡邊委員

夏休みではないですけれども、お休みだから、ではここで、みんなで田舎に帰ろうとか、4日間とか5日間、お父さんも休みで自宅待機だから行こうかという方も、多分いらっしやるのだらうと思うのですけれども、そういった行動の把握とか、そういうこととか、実際に行うのかという話なのですけれども、実はここでは、何を言いたいのかと言うと、誰かがどこかで触れるということなのです。校庭に入った人の名簿をつくっておかないと、誰が誰と接触したかというのが、追跡できなくなってしまうのです。恐らく、誰かのお父さんがかかったと判明した、その子どもが遊んでいた、学校の校庭で遊んでいたのは誰だとわからないというのは、恐らくまずいことになるのかなという。

今回、それが例えば外に行っていた、海外に——海外はもうないとは思うのですけれども、そのあたりの行動の把握というの、ある程度把握しなければ、これは責任あると思うのです。みんなが混ざって遊んでいても、追跡がすごく困難になると。

それともう一つ、今回の学童クラブの体制もそうなのですけれども、今度は1人誰かがどこかで触れたという話になったときに、どうするのかという対応をある程度。保健所だけでは対応が難しくなる可能性もある。例えば発症した時点で、誰か触れた時点で、もう11日まで待つことなく、休校が決定してしまうのか、誰かがどこかで発症した時点というのを、危機管理として、想定をしていないと。そうしたら学童クラブをどうするのだとか。たった1人でも、多分大騒ぎなので、感染者が出たときの想定をどこかで至急考えていただきたいというか。

それとあと、休み中の学習ということに関してはどうなっているのでしょうか。

指導室長

学習の課題だけお話しします。ちょうど先ほどお話ししたとおりで、2日間の余裕がございましたので、各学校には、とりあえず2週間の学習課題を精査するよとということに指示しまして、どの学校も土日のうちにその課題を、生活の目標と学習の目標は渡したものだとして理解しております。

教育委員会事務局次長

まず、児童・生徒が発症した場合でございますが、2日の午後から休みに入っておりますので、基本的にはその当該児童がどのような形でほかの児童・生徒、関係者と接触したのかということの特定する必要がある。そういった意味で、校庭開放はしていますけれども、あわせて誰が何時ごろから入って、いつ出たのかということのを委託事業者のほうに、追加でお願いするという形が考えられるかなと思っております。

ただ、他校の生徒も遊びに来ているということだと、どこまで徹底できるかについては心もとない話でございますが、校庭にいつ、どういった子たちが入っているのかということのを、事業委託者の協力を得ながら進めていきたいと思っております。

それから、児童・生徒本人ではなく、同居の親族等が発症した場合、または濃厚接触者になった場合につきましては、14日間の自宅での経過観察というのが厚生労働省から示されてございますので、そのような対応をとってまいりたいと思っております。

それから、今後再開する場合の判断についても、そうした児童・生徒が出ているのかどうかということのも判断の大きな要素の一つになると思います。区として、やはり専門機関である保健所と連携をとりながら、迅速にかつ的確に対応するために、判断をしていきたいと考えてございます。

渡邊委員

よろしくお願ひいたします。

伊藤委員

本当に時間との戦いだっただと思うので、ここまでの的確なご判断、準備等々ありがとうございます。心から御礼申し上げます。

2点あるのですが、一つは休み中の、休校中の過ごし方ですね。地域によっては外出を自粛するようにと子どもたちに伝えているところもあるようですし、どういう形で、もう少し細かいガイドラインとか、子どもたちの行動についてのお知らせがいったのか、いっていないのかということをお尋ねしたいと思いました。

特に懸念されるのは、小学生は事故とかが心配なのですがけれども、中学生の場合はSNSですとか、ゲームをやって昼夜逆転するとか、そういうようなことが一定程度予想されるかなと思いますので、そういった点について、どういうガイドラインが子どもたちについてのかなと思っています。

2点目は、行き場がなくて困っている、4の休業期間中の配慮のところの「行き場がなく困っている」などの児童・生徒に対してというところなのですがけれども、これも報道等がありますので、親御さんも申し出てくださるかとは思いますが、困っている方こそ、なかなかこういう情報が理解されなかったり、アクセスできなかったりして、困っていたのだけれども言えなかったみたいなこともあるかもしれませんので、そういったことについて、学校のほうからどんなふうに周知しているのかなと思いました。

あとはお願いですがけれども、やはり学校とのつながりが切れないということがすごく大事なのかなと思いますので、13日で区切るということもよかったと思いますし、各学校それぞれのご事情があると思いますので、先生方、きめ細やかに電話連絡ですとか、家庭訪問とか、お手数ですがけれども、していただくなり、学校との関係が切れないような工夫もしていただけたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

指導室長

まず過ごし方等につきましては、それまでの通知とかでも例示等は出して、特に2月28日金曜日に出した通知の中では、各学校に、3月2日月曜日までに、伝えなければいけないそういうことを、例示を出しながらまとめておきなさいという指示をしておいたところでございます。

あわせて、伊藤委員からいろいろご提案のあった今の内容も、教育長から私どものほうにお知らせがありましたので、臨時校長会にてSNSの話ですとか、昼夜が逆転しないように配慮とか、そういう話は校長にじかにしたところでございます。

それから行き場のない子どもたちに関しましても、これも校長たちに、通知のほうでは書いてあるのですがけれども、学校からそれを働きかけてほしい、気になる子ども、いろいろな家庭の事情とか状況で、困難が予想されるようなところを、待っていないで話しかけてほしいということは、校長会等でもお願いしたところでございます。

以上でございます。

小林委員

これまでの対応については、非常に適切であったかなと思っております。

2点、お話をしたいのですが、今回のことについては、第一義的には当然医学的な見地というのでしょうか、どのように拡大を防ぐかということで、医学的な見地からの対応というのはまず極めて重要であるということと、それに伴って、休業に伴っての子どもの行き場とか、また子どもをどのように面倒見ていくかという、それも大分、今、この臨時会の中でも、話の中で出てまいりました。

授業再開時の配慮の中にも書いてある、差別やいじめが起きないようにとあるのですが、私はもう一つの大きなポイントとして、非常に偏見を持ちやすい状況にありますので、具体的な差別やいじめというものが助長されかねない状況にあると思います。もういろいろ通知その他で十分対応されていると思うのですが、このあたりのところは、管理職に対して、また場合によっては追加して通知をするなり、子どもたち一人一人にきめ細かな偏見、差別を持たないようにということの指導、人権上の配慮というものをぜひお願いしたいなと思っております。

それからもう1点は、16日からの授業の再開ということで、これがまた非常に悩ましい状況になろうかと思うのですが、するかしないかとかというような択一的なことではなくて、少し柔軟性のある対応をと考えております。場合によっては、卒業式は3月の一番末のほうに、春季休業中のところにやるのだとか、そういうようなさまざまな状況を柔軟に考えて、フレキシブルな対応をお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

入野教育長

それでは教育長の職務代理による事務処理について、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

以上で、教育長の臨時代理による事務処理の承認についてに関する協議を終了いたします。

ここで会議を休憩いたします。

午後6時58分休憩

午後7時08分再開

入野教育長

それでは会議を再開いたします。

次に協議事項の2番目、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。

初めに事務局からご説明をお願いいたします。

学校教育課長

教育長の臨時代理による事務処理の指示について、ご説明いたします。

指示する内容でございます。中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、学校の臨時休業の手續について、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

次に指示する理由でございます。臨時休業期間を延長することについては、時期に応じて適切に判断する必要があるためでございます。

次に教育長の臨時代理による事務処理を指示する内容でございます。これにつきましては、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定でございます。

最後に今後の予定でございます。3月27日の教育委員会定例会にて教育長の臨時代理による事務処理の報告をいたします。

私からの説明は以上です。

入野教育長

ただいまの報告につきまして質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、不測の事態が起きた段階で、臨時休業の期間を延長することについても、判断をさせていただくということで教育長の臨時代理による事務処理の指示に関する協議を終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

<事務局報告>

入野教育長

続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「新型コロナウイルスに関する卒業式(修了式)及び閉校式の取扱いについて」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、新型コロナウイルスに関する卒業式(修了式)及び閉校式の取扱いについて、

資料に基づきましてご報告をさせていただきます。

まず、卒業式でございます。実施日につきましては資料に記載のとおりでございます。この日付につきましては、これまでご報告してきた日と同日でございます。

次に実施形態でございます。例年の卒業式の規模・時間を縮小して実施することといたします。

出席者でございます。児童・生徒について、参加の範囲につきましては、学校または園の判断とするものといたします。保護者につきましては、卒業（園）生の家族2名まで、来賓につきましてはなしということで、とり行いたいと思います。なお、祝辞につきましては、校長もしくは副校長が代読をするという形で実施したいと考えてございます。

次に閉校式でございます。閉校式を行う学校につきましては、新井小学校、上高田小学校でございます。実施日につきましては、これもこれまでどおり令和2年3月25日に実施したいと考えてございます。実施形態につきましては、卒業式と同じように予定の規模・時間を縮小して実施いたします。出席者につきましても、児童・生徒につきましては、参加の範囲については各校の判断とするものといたします。来賓につきましてはなし、挨拶につきましては校長もしくは副校長が代読することといたします。

なお、校旗返納がございますので、校旗返納には教育長が各学校にお伺いし、校旗の返納を受けるといふことにしたいと思います。

その他といたしまして、報告させていただいた内容につきましては、現時点についての考えでございまして、今後状況によっては参列者の範囲及び式典の内容等をさらに縮小することとしたいと考えてございます。

報告は以上です。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

渡邊委員

予定だからと言われれば、予定ではいいのですけれども、参加範囲は各校（園）の判断とするのではなく、これはもうやめたほうがいいのではないですか。何かがあったときに、判断は各校の判断ではなくて、教育委員会の判断でやっていただかないと。今の相撲だとか、プロ野球のオープン戦だとかJリーグとかの考え方から見ると、これはなしと言っておいたほうが。

今の時点では、各校の判断というのはちょっと考え直したほうが。順次対応するとか、

縮小だけだと、実施することになっているので、中止もあり得るということを明確にしておかないと。みんな心の中では思っているのですけれども、そこまで危機感を持った文章にしておかないといけない気がしますけれども、いかがでしょうか。

伊藤委員

確かに学校現場のことを考えると、実施ということを原則にして準備をするのと、代替手段、プロ野球のように放映ということでもないかもしれないのですけれども、報道などを見ていると、高等学校などではビデオみたいなことで代替するとか、いろいろなやり方をしているようなので、この場に及んで、最善の形態というのも考えてと学校に言った場合の先生方の準備。式というのではないかもしれないから、そのかわりに子どもたちにこういうことを、プリントを渡そうとか、何か先生たちの写真でも、先生たちからのメッセージを送ることで伝えようとか、学校のホームページにこういうことを出そうとか、そういう代替手段を先生方がこれからの期間に考えるというのと、あるのだという前提で準備するというのが、確かに随分違うような気がして。そういう意味では、この場に及んでは、もうできない可能性が高いようにも思うので、出し方というのは検討してもいいのかなと思いました。

学校教育課長

報告が遅くなって大変申しわけなかったのですけれども、この通知につきましては3月2日に、先ほど指導室長が申し上げた通知と一緒に保護者にも既に発出しているものでございますので、今後、考え方を見直す際には、早急に教育長等とご相談をした上で、適切な通知を再度保護者に出していきたいと考えてございます。

指導室長

実は今日、中学校長会は校長会を臨時に開きまして、卒業式の形態を全ての学校で合わせようとして、一応は縮小した形では考えています。私のほうにも相談がありましたが、私としては、今の時点ではそれでも構いませんが、今後状況によってはどうなるかわからないからお約束できませんし、違う想定は考えてくださいということは申し上げました。

違う想定につきましては、これは中学校だけではなくて小学校等にも、今の段階ではこのように出ているけれども、そのようにならないことも想定するようにっております。

それから、こちらの、参加範囲は各校の判断とすると書いてあることにつきましては、必ずしもこれは、体育館の中に全員が参加するということではなくて、校長たちともお話ししているときには、例えばの話なのですけれども、晴れていたら校庭で見送りで、かな

り離れたところで拍手をしたりとか、そういうことも含めてという意味でございますので、もちろん今、委員からご指摘ありましたとおり、それすらもできない状況も考えられますが、現段階としては、必ずしもそこに全員が一緒に居てということではございませんので、そこはつけ加えさせていただきます。

渡邊委員

ある程度、今回の問題が大き過ぎるので、「各校（園）の判断」が嫌だと言っているのです。これは教育委員会が指示してあげないと、各学校で責任がとれない。責任がとれるのは教育委員会であって、学校長の責任では多分とれる範疇にはないと思うので。

だから、そういう意味では学校判断と言ってもこれは中野区判断、区長判断という感じなのだと思うのですよ。ある程度こういう内容でやるとかというのは。どういう形式でやれとかと言っているのではなくて、各校に任せるとするのはちょっと、教育委員会としては無責任ではないでしょうかという。そこを感じるのです。

教育委員会事務局次長

当然、渡邊委員が今ご発言されたように、参加の範囲はもちろんのこと、式典の内容を含めて、縮小もしくは最悪中止という状況になった場合につきましては、各校の判断に責任を求めるということは難しいと思っております。

臨時休業につきましては、学校の設置者ということで、教育委員の判断を求めるわけでございますので、同様の意味で、教育委員会にその旨ご判断をいただくということを考えてございます。

ただ、今の時点ですたした通知でございますので、そういう判断をするときにはまたご相談し、ご判断をお願いしたいと考えてございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

恐らく次の段階で通知を出すときには、何事もなければ11日の段階で、また改めてその段階で判断することになると思いますし、その前に臨時で代理の判断をしなければいけないような状況であれば、もっと違う状況が生まれてくるかなと思います。

今、中止も入れて考えるということでしたけれども、先ほど小林委員からのお話もありましたが、日時についても検討しなければいけないかなということと、このほかに、いわゆる修了式、小中学校は、卒業生以外の児童・生徒に通知表だとか、修了証をどうするかということも含めて、また判断はしていきたいなと思っております。よろしく願いいた

します。

それでは、本報告は終了いたします。

ここでお諮りをいたします。

議決事件の第1、第14号議案「中野区立幼稚園園長の人事について」及び議決事件の第2、第15号議案「中野区教育委員会事務局幹部職員の人事について」は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

(以下、非公開)

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第1回臨時会を閉じます。

ありがとうございました。

午後7時29分閉会